○関東地方整備局告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第四号西東京都市計画道路事業三・三・十四号新東京所沢線及び東京都市計画道路事業幹線街路放射第七号線

三　事業施行期間　自平成十五年一月十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第四十八号調布都市計画道路事業三・四・十七号狛江仙川線

三　事業施行期間　自平成十二年一月十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第二千三十三号多摩都市計画道路事業三・一・六号南多摩尾根幹線及び町田都市計画道路事業三・三・三十六号相原鶴間線

三　事業施行期間　自平成七年十二月十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百九十四号町田都市計画道路事業三・三・三十六号相原鶴間線及び三・四・三十八号町田中央線

三　事業施行期間　自平成十九年九月六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第二百六十五号八王子都市計画道路事業三・三・十三号下柚木片倉線

三　事業施行期間　自平成十四年七月三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二百八十五号青梅都市計画道路事業三・四・四号新青梅街道線

三　事業施行期間　自平成十五年九月十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十六号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
千葉市若葉区東寺山町六八四番一から同市若葉区高品町一四五番四まで	〇・〇〇～二・六四メートル	〇・三三八キロメートル

四　指定する期日　平成二十六年三月三十日

○関東地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志